

第2章 排水設備に関する制度と事務手続

第1節 指定工事店制度

本市では、下水道条例及び同施行規程、又地域下水道条例及び同施行規則で「排水設備等の新設等の工事は、豊橋市上下水道局排水設備指定工事店規程（以下「指定工事店規程」という。）に定める指定工事店が行うものとする。」と定め、いわゆる指定工事店制度を設けている。

指定工事店制度とは、試験制度（愛知県下水道協会が実施する責任技術者試験）により認定された責任技術者を選任させることを指定条件の一つとし、排水設備に関して、一定水準以上の技術能力を確保しようとするものである。

排水設備の工事が適切に施工されないと、下水の流れが悪くなったり、悪臭が発生したりして、排水設備を設置した目的が十分に達成されず、さらには下水道の機能を阻害することとなる。

このことから、排水設備の技術的能力の確保を図る必要があり、多くの都市では指定工事店制度が採用され、下水道の目的達成に大きな役割をはたしている。

また、当制度は、技術的水準の確保を図るだけでなく、本市の側からは、融資あっせん及び利子補給制度等の窓口となり、市民の側からは、安心して工事を依頼できることと、合わせて事務手続きの協力ができるといった面でも有効に機能している。

§ 1. 指定工事店の指定

本市では、指定工事店規程を制定し、指定工事店の指定の基準等を詳細に定めている。

指定工事店制度を円滑に運営していくためには、指定工事店の要件である“技術能力”と指定工事店に市民が求める“信用”が確保されていることが不可欠である。

この意味から指定工事店規程では、「指定の基準」を始め、「指定の申請」、「指定の取消し等」、「責任技術者の登録」など指定に関わる詳細な定めを設けている。

§ 2. 指定工事店の責務

指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

また、指定工事店規程では、指定工事店が工事施行に際し、あるいは指定工事店として活動するに際しての具体的な責務について規定している。

指定工事店規程では、「指定の基準」の遵守、「正当な理由なき工事申込み拒否の禁止」、「従業員の行為に対する責任の負担」について指定工事店に責務を課している。

その他にも、暴風雨、その他災害発生に際しての、下水道施設の復旧又は応急措置などの協力責務を指定工事店規程で定めている。

§ 3. 責任技術者の責務

責任技術者の責務は、排水設備工事の技術に関する一切の事項を担当する。

排水設備工事が適正に施行されるためには、工事の全過程について技術を有する者が責任をもって監督することが必要である。このことから、責任技術者の職責は、工事の設計・監督にとどまらず、市民に対しての責任を含めた一切の責任を負うものである。

このように、責任技術者はきわめて重要な職責を有するものであるから、本市では、責任技術者となるには、上下水道の従事経験など一定の要件を満たしたうえで愛知県下水道協会実施の責任技術者試験に合格しなければならない。

§ 4. 排水設備工事の事務手続

指定工事店が排水設備工事（修繕工事を除く）の申し込みを受けたときは、申込人の代行者として、当該工事に関する事務手続を行わなければならない。

取付管工事の申請や排水設備工事の承認申請については、指定工事店が申請者に代わって申請書及び図面作成、提出等の手続を行うこととしている。

本来、これらの手続は、市民が自ら行うものである。しかし、不慣れな市民に事務手続を行わせるよりも、これに熟知した指定工事店に代行させることにより、手続がスムーズかつ正確に実施されるなどの利点が多い。

また、各種補助制度を利用するための申請手続も排水設備工事の手続と切り離すことができないため、指定工事店が手続の代行をするものとしている。

このほか、融資あっせん利子補給制度の融資については申請者本人には支払わず、申請者は金融機関で融資契約を結ぶ際、指定工事店への振替手続を行い、工事を施工した指定工事店に直接支払う制度としているなど、事務手続は全般に指定工事店が欠く事のできない役割を担った体系となっている。

第2節 取付管工事の制度と事務手続

§ 1. 取付管工事

新たに下水道に汚水を排除しようとしても接続できない者が、申請により承認及び許可された土地に対して行う公道分工事を取付管工事という。

新たに下水道に汚水を排除しようとしても接続できない場合。

① 処理区域内

ア 分筆された場合（位置指定等も含む）

イ 位置変更する場合

ウ 賦課対象区域（受益者負担金）から除外されていた場合

② 処理区域外

ア 下水道条例第23条及び地域下水道条例第13条の許可を受けた土地

§ 2. 取付管工事の申請

取付管工事の申請は、指定工事店を経由して上下水道局へ提出する。

取付管工事は、排水設備工事と同時期に行うこととなるので、排水設備工事に関する書類に添付して提出することとしている。

また、提出された申請書については排水設備工事の申請と同時に審査を行う。

① 排水設備計画確認申請書 24～26頁記入例参照

② 排水設備工事図面（出力サイズA3） 27、28頁作成例参照

③ 「道路占用許可申請」「公共物使用収益許可申請書」
15～17頁参照、38、39頁記入例参照

§ 3. 取付管工事費の負担

取付管工事費は、§ 1（取付管工事）の接続できない場合の区分により、申請者の負担と上下水道局の負担の二通りがあります。

取付管工事費の負担区分は次のとおりです。

- ① 公共下水道処理区域内
 - ア 分筆された場合（位置指定等も含む） 申請者負担
 - イ 位置変更する場合 申請者負担
 - ウ 賦課（受益者負担金）対象区域から除外されていた場合 上下水道局負担
- ② 地域下水道処理区域内
 - ア 分筆された場合 上下水道局負担
 - イ 位置変更する場合 申請者負担
- ③ 公共・地域下水道処理区域外
 - ア 下水道条例第 23 条及び地域下水道条例第 13 条の許可を受けた土地
..... 上下水道局負担

公共下水道処理区域内は整備済であるため、取付管工事費は申請者負担とする。なお、上記①ウ、②アからの申請者には受益者負担金又は分担金を、処理区域外からの申請者には受益者負担金相当額又は分担金相当額を納めて頂くため、上下水道局負担となっている。

§ 4. 施工及び工事完了届・しゅん工検査

取付管工事の施工及び工事完了届・しゅん工検査の手続等は排水設備工事の手続等で併用する。

§ 5. 取付管の撤去

既設取付管の撤去は、原則として施主の負担とする。

下水道本管の保護のため、できるだけ既設取付管を利用し、むやみに取付管の位置変更をしないこと。

それにも関わらず、同一敷地内で新たに取付管を設置する場合は、施主の負担で既設取付管を撤去すること。

第3節 排水設備工事の事務手続

§ 1. 承認申請及び審査

排水設備工事を行おうとする者は、あらかじめ「排水設備計画確認申請書」に図面等の必要な書類を添付して、指定工事店を経由して上下水道局に提出する。

上下水道局では、提出された申請書について審査を行う。

- ① 「排水設備計画確認申請書」 24～26頁記入例参照
- ② 排水設備工事図面（出力サイズA3） 27、28頁作成例参照
- ③ 「道路占用許可申請」「公共物使用収益許可申請書」
15～17頁参照、38、39頁記入例参照
- ④ 「除害施設設置（変更）計画確認申請書」 86頁参照、40～44頁記入例参照
- ⑤ 「ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書」 53頁記入例参照

§ 2. 施工及び使用開始届

指定工事店は、審査が終了し、承認（排水設備工事確認通知書の受理）されてから工事にかかるものとする。

施工中は「工事中標識」（図2-3-1）を掲示すること。取付管工事がある場合は、施工日の1週間前までに分岐工事着手届を提出し、当日は上下水道局職員の立会いをすること。また、宅内工事が完了しなくても、下水道に接続し、使用ができる状況であれば、申請者は速やかに使用開始届を上下水道局に提出する。

- ① 排水設備工事確認通知書（申請者用、指定工事店用）
- ② 分岐工事着手届
- ③ 使用開始届（公下用、地下用） 29、31頁記入例参照

§ 3. 工事完了届

工事が完了したとき、申請者は速やかに工事完了届を上下水道局に提出する。

- ① 排水設備等工事完了届（公下用、地下用） 33、34頁記入例参照
完了届の右下枠外に「〇年〇月〇日社内検査済 排水設備工事責任技術者（氏名）」を明記すること。
- ② 工事写真（公道分施工写真、下水切替に伴う浄化槽撤去状況写真等）

§ 4. 現地検査

上下水道局では、排水設備等工事完了届提出と同時に検査申込を受付し、検査日程表を作成し、原則として現地検査を行い、工事が適正に実施されたかを確認する。

現地検査により不適切な箇所が発見されるなど問題があると判断した場合は、指定工事店に指示して手直しを行わせる。

図 2 - 3 - 1 工事中標識

給水受付番号 排水承認番号	
工 事 中	
豊橋市上下水道局指定給水装置工事事業者	第 号
豊橋市上下水道局排水設備指定工事店	第 号
名 称	
主任技術者	
責任技術者	

- 備考 (1) 標識の大きさは縦 300mm 横 450mm
(2) 枠線 青色、文字 黒色、地 白色

第4節 処理区域外からの接続に関する事務手続

§ 1. 許可申請及び審査

処理区域外の者が下水道に汚水を排除しようとするときは、あらかじめ、「物件等設置（変更）許可申請書」等に図面など必要な書類を添付し、指定工事店を經由して上下水道局に提出する。

上下水道局では、提出された申請書について審査を行う。

- ① 「物件等設置（変更）許可申請書」（公下条例第23条）
（公下、調整区域） 46頁記入例参照
- ② 「地域下水道使用許可申請書」（地下条例第13条） 50頁記入例参照
- ③ 排水設備工事図面（出力サイズA3用紙） 27、28頁作成例参照

審査により許可書が交付された後の手続きは、第3節排水設備工事の事務手続と同様である。

※詳しくは、営業課・排水設備担当へ問い合わせること。

第5節 補助制度と事務手続

本市では下水道の利用を促進し生活環境の改善を図るため、処理区域内において、不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用しようとする者、生活扶助世帯の所有に係る既設の便所を水洗便所に改造する者、汚水を自然流下で排除することが困難でポンプ設備が必要な者、私道に共同で排水設備を設置する者への補助金制度や既設の便所（くみ取り便所及び浄化槽）を水洗便所に改造する者には、必要な資金の融資あっせんとその利子補給を行う制度を下記のとおり設けている。

なお、補助制度の申請等に必要な書類は、排水設備工事の申請書類に添付して提出できるので、その手続きも指定工事店を経由して行うことができる。

表 2-5-1 補助制度の種類及び内容 (令和8年4月1日現在)

種 類	内 容
浄化槽雨水貯留施設転用補助金	不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するとき。
宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金	自然流下で汚水を下水道に排除することが困難な家屋等で、排水設備工事を同時に施工するとき。
私道共同排水設備設置費補助金	下水道本管が布設できない道を利用して、共同で私道内に排水設備を設置するとき。
生活扶助世帯水洗便所設置費補助金	生活保護法により生活扶助を受けている方が、既設便所を水洗便所に改造するとき。

※詳しくは、営業課・普及業務担当へ問い合わせること

表 2-5-2 融資あっせん制度の種類及び内容 (令和8年4月1日現在)

種 類	内 容
水洗便所改造資金融資あっせん	既設便所を水洗便所に改造し、排水設備工事を同時に施工するとき。

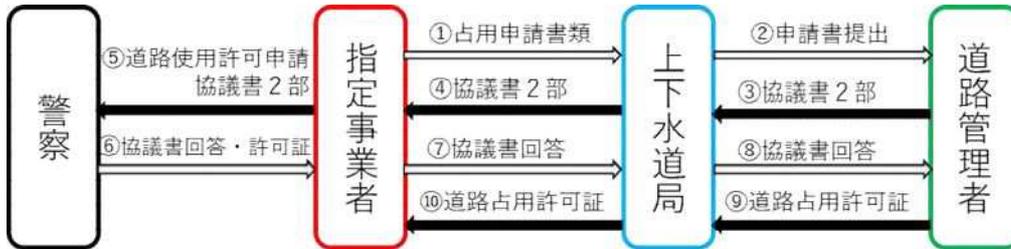
※詳しくは、営業課・普及業務担当へ問い合わせること

第6節 占用に関する事務手続

§ 1. 国道・主要地方道及び一般県道の占用許可申請

① 手続きの流れ

必要な書類は占用する道路により異なるため、事前に確認すること。



国・県道の占用許可には、相当の期間（1ヶ月以上）が必要なため、早めに占用申請書類を提出すること。

また、排水設備計画確認申請は、④協議書を受け取った後でなければできない。

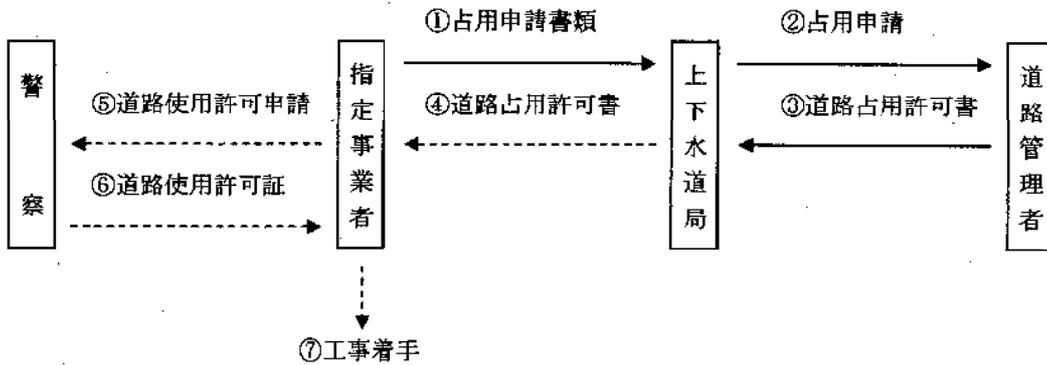
⑦協議書回答が下りたら、速やかに上下水道局へ提出すること。

工事着手1週間以上前には工事予告看板を設置し、予告看板写真を2部提出する。県道工事完了後には速やかに工事写真2部を上下水道局へ提出すること。

表 2 - 6 - 1 県道占用申請書類一覧表

	業者	局	給水のみ	排水のみ	給排水	書類名称	備 考
			部数	部数	部数		
1		○	3	3	6	道路占用許可申請書	
2	○		3	3	4	道路使用許可申請書	
3	○		5	5	8	位置図	申請箇所を朱書きで図示
4	○		5	5	8	現況写真	付近見取図、写真方向、占用物件(朱書き)を図示
5		○	3	3	6	理由書	
6	○		3	3	6	工程表	工事抑制期間を除くこと
7		○	3	3	6	数量表	
8		○	3	3	6	前回の許可書写し	
9	○		3	3	6	公図の写し	申請箇所を朱書きで図示
10		○	3	3	6	申請箇所のマッピング	申請箇所を朱書きで図示
11	○		3	3	6	地下埋設物確認書	
12		○	3		3	公道分工事材料一覧表	
13		○	3	3	6	工事仕様書	
14	○		3	3	6	平面図及び断面図	占用物件を朱書きで図示
15	○		3	3	6	側溝下等の施工断面図	
16	○		3	3	6	回復旧断面図	
17	○		3	3	6	舗装復旧構造図	
18	○		5	5	8	保安設備設置図	『19 保安設備様式図』の「記号」にて図示
19	○		5	5	8	保安設備様式図	県建設部HPより最新版をカラー印刷
20	○		1		1	給水管設置願または撤去願	申請者の押印が必要
21	○			1	1	取付管設置願または撤去願	
22	○		1		1	給水装置工事設計図面	
23	○			1	1	排水設備工事設計図面	

§ 2. 市道及び区画整理事業地区内道路の占用許可申請



① 占用申請書類

ア 市道の場合

- ・道路管理者（豊橋市長）宛の「道路占用許可申請書」
電子申請 1 部（紙申請 2 部）

イ 市施行の区画整理事業の場合

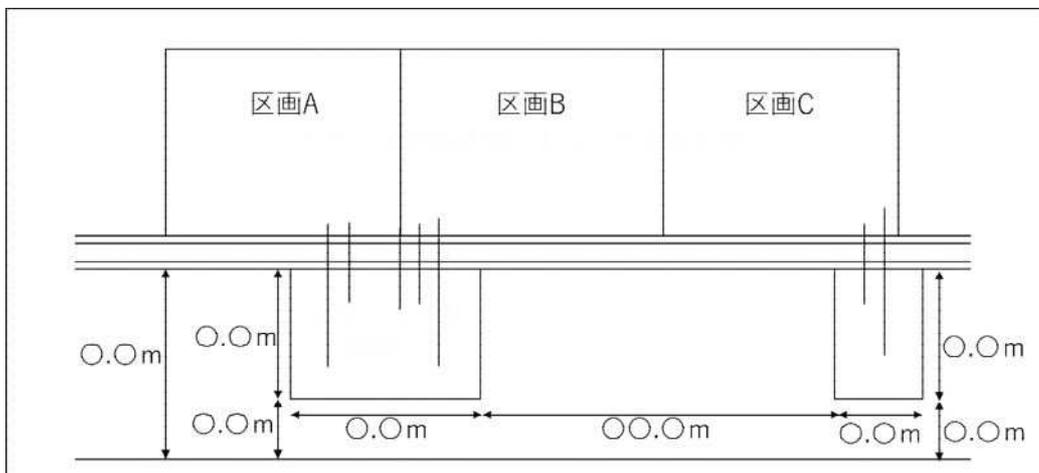
- ・区画整理事業施行者（豊橋市長）宛の「道路占用許可申請書」
電子申請 1 部（紙申請 2 部）

ウ 組合施行の区画整理事業の場合

- ・区画整理事業施行者（理事長）宛の「道路占用許可申請書」
電子申請 1 部（紙申請 2 部）

- ※ 1 排水設備計画確認申請は、道路占用申請書類の提出と同時に行うこと。
- ※ 2 同一路線上に複数の区画を施工して、埋戻し復旧跡が複数箇所になる場合は、**図 2-6-1**の作成例を参考に舗装復旧平面図を作成し、併せて提出すること（復旧跡の箇所数には、給水引込管施工の箇所も含む）。
- ※ 3 工事に伴う届出等（街区基準点、埋蔵文化財包蔵地、バス路線等）について、事前確認をし、調整を行うこと。

図 2-6-1 市道舗装復旧平面図 作成例



§ 3. 豊橋市が管理する河川・水路及び赤道の使用申請

① 使用申請書類

- ・河川管理者及び道路管理者（豊橋市長）宛の「公共物使用収益許可申請書」
電子申請 1 部（紙申請 2 部）（現況写真を貼付）
※排水設備計画確認申請と同時に提出すること。

§ 4. 河川及び水路の占用許可申請（豊橋市以外の管理）

河川及び水路用地に取付管を埋設する場合は、河川及び水路の管理者（国土交通省、愛知県、土地改良区等）の許可を得なければならない。

① 国土交通省及び愛知県が管理する河川及び水路の場合

ア 占用申請書類

- ・河川区域…河川法第 24 条及び第 26 条 1 項に規定する許可申請に必要な書類
- ・河川保全区域…河川法第 55 条第 1 項に基づく河川管理者の許可申請に必要な書類

表 2 - 6 - 2 県河川占用申請書類一覧表

	業者	局	部数	書類名称	備 考
1		○	3	許可申請書	
2	○		3	理由書	
3	○		3	位置図	申請箇所を朱書きで図示
4		○	3	前回の許可書写し	
5		○	3	公図の写し	申請箇所を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
6	○		3	現況写真	付近見取図、写真方向、占用物件(朱書き)を図示
7		○	3	上下水道台帳図	申請箇所を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
8		○	3	断面図	占用工作物を朱書き、河川区域を色線にて図示 梅田川の場合は、河川保全区域も色線にて図示
9	○		3	仮復旧および本復旧断面図	
10		○	3	占用面積平面図	
11	○		3	作業面積平面図	梅田川の場合は、河川保全区域も必要
12		○	3	使用材料	
13		○	3	工作物の構造又は種類	数量変更箇所 上段は前回数量（朱書き）、 下段が今回申請数量 追加分を（今回申請分L=0.0m）
14	○		3	地下埋設物確認書	
15		○	3	工事仕様書	
16	○		3	工程表	
17	○		3	保安設備設置図	『19 保安設備様式図』の「記号」にて図示
18	○		3	保安設備様式図	県建設部HPより最新版をカラー印刷
19	○		3	給水管設置願または撤去願	申請者の押印が必要
20	○		1	取付管設置願または撤去願	申請者の押印が必要
21	○		1	給水装置工事設計図面	
22	○		1	排水設備工事設計図面	

② 土地改良区等が管理する河川及び水路の場合

各管理者が定める手続に従って占用許可を得ること。

§ 5. その他の土地の占用許可申請

私道等の私有地の場合

公的な手続を必要としないが、その土地の関係者（土地所有者等）に承諾を得ること。
排水設備計画確認申請書の特記事項欄にその内容を示すこと。

第7節 各種申請書及び設計図の記入例並びにフロー図

§ 1	電子申請（入力項目一覧）	20
§ 2	排水設備計画確認申請書記入例	24
§ 3	排水設備計画確認申請書2枚目記入例	26
§ 4	排水設備工事図面作成例（合流式区域の新設の場合）（A3）	27
§ 5	排水設備工事図面作成例（分流式区域の切替の場合）（A3）	28
§ 6	公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届記入例	29
§ 7	排水設備等工事完了届記入例	33
§ 8	排水設備義務者（使用者）変更届記入例	35
§ 9	排水設備工事の事務手続きフロー図	37
§ 10	道路占用許可申請書記入例	38
§ 11	除害施設設置（変更）計画確認申請書記入例	40
§ 12	除害施設設置工事図面作成例及び注意事項	42
§ 13	除害施設の事務手続きフロー図	45
§ 14	特定施設の事務手続きフロー図	45
§ 15	物件等設置（変更）許可申請書記入例	46
§ 16	公共下水道処理区域外（調整区域）からの 新規接続申請事務手続きフロー図（区域外流入）	47
§ 17	公共下水道処理区域外（市街化区域）からの 新規接続申請事務手続きフロー図（区域編入）	48
§ 18	公共下水道処理区域内（農地・山林等の特例除外）からの 新規接続申請事務手続きフロー図	49
§ 19	地域下水道使用許可申請書の記入例	50
§ 20	地域下水道処理区域外からの新規接続申請事務手続きフロー図	51
§ 21	地域下水道処理区域内からの新規接続申請事務手続きフロー図	52
§ 22	ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書記入例	53

§ 1. 電子申請

排水設備計画確認申請、下水道の使用開始（休止、廃止、再開、変更）、排水設備義務者（使用者）変更、分岐工事着手、舗装本復旧工事着手及びしゅん工検査予約等の手続きは原則、電子申請とする。

下記の申請及び届出を原則電子申請とする。

- ① 排水設備計画確認申請書（排水設備工事設計図面、占用書類等添付）
- ② 公共・地域下水道使用開始（休止、廃止、再開、変更）届
- ③ 排水設備義務者（使用者）変更届
- ④ 分岐工事着手届
- ⑤ 舗装本復旧工事着手届
- ⑥ しゅん工検査予約

【入力項目一覧】

上記の④⑤⑥の入力事項及び手続き方法については、お客様料金センターにお問い合わせください。

① 排水設備計画確認申請書【KH01】（排水設備工事のみの場合は右欄の※は省略）

	入力事項	入力内容と注意点	
1	指定工事店名	(株)等の略称を使用せず、会社名との間にスペースは入れない	
2	申請の種類	排水設備工事のみか給水装置工事と同時か選択	
3	給水装置番号	既設の場合は入力	
4	排水設備番号	既設の場合は入力	
5	下水道区域	分流または合流のいずれかを選択	
6	申込者・申請者(フリガナ)	法人の場合は代表者名まで入力	
7	申請者の住所		
8	工事種類（給水）	新設、新設（準備、仮給水）、改造（準備、増減径、位置変更）、撤去のいずれかを選択	※
9	穿孔の確認	穿孔工事の有無を選択	※
10	工事内容の確認 (創設者扱いのトリガー)	豊橋（牛川西部、柳生川南部）区画整理地内、本管延伸の承認工事の場合はいずれかを選択	※
11	用途区分	一般または臨時を選択	
12	業種	※1より選択	
13	業種（詳細）	※1を参考に記入	
14	給水装置所有者氏名		※
15	建築確認	建築確認の番号を記載	※

16	工事種類（排水）	新設、切替（浄化槽）、切替（くみ取り）、準備、増設、改築、仮設、撤去のいずれか選択	
17	取付する取付管の本数	新規で本管から取付する本数を入力	
18	排水面積	建築確認に記載の敷地面積を入力	
19	阻集器の種類	なし、グリース、オイル、サンド・セメント、ヘア、ランドリー、プラスタのいずれかを選択	
20	阻集器の容量	阻集器の容量を入力、なしを選択の場合は省略	
21	排水設置義務者住所の確認	「申込者・申請者と同じ」「設置場所と同じ」「申込者・申請者・設置場所と異なる」のいずれかを選択	
22	排水設置義務者住所	「申込者・申請者・設置場所と異なる」選択の場合は入力	
23	排水設置義務者氏名		
24	義務者の電話番号		
25	浄化槽雨水貯留施設 転用補助金申請	有無の選択	
26	水洗便所改造資金 融資あっせん申請	有無の選択	
27	所有者承認欄	家屋または土地の所有者が申込者・給水所有者または申請者と異なる場合のみ記載 家屋所有者（氏名、住所）、土地所有者（氏名、住所）	
28	委任状（委任年月日）	給水装置・排水設備工事の施行に関する委任	
29	給水装置工事主任技術者		※
30	排水設備工事責任技術者		
31	移管承諾年月日	公道に属する給水装置・排水設備を工事完成後に市に無償譲渡することを承諾する日付を記入	
32	給水装置分岐について	有無の選択、有の場合は承諾日、親栓番、所有者を入力	※
33	給水方式	直結直圧式、受水槽式、直結直圧式・受水槽式等選択	※
34	給水管の口径	口径の選択	※
35	メーターの口径	口径の選択	※
36	井戸区分	有無の選択	
37	井戸の下水接続	有無の選択	
38	排水量計	なし、流量計、時間計、認定のいずれかを選択	
39	完成予定年月日		
40	特記事項	排水設備についての誓約、承諾等の記入 （記入例については § 3 を参照）	
41	備考欄（市職員へのメモ）	他課調整案件、県道許可済等、必要に応じて入力	

※ 1 業種（詳細）の例

業 種	業種（詳細）例
一般家庭	一般住宅、アパート、マンション、借家、店舗兼住宅
卸・小売業	コンビニ、ドラッグストア、一般商店
食品・飲料品製造	菓子製造業、水産加工業
美容・理容業	美容院、理容室
スタンド・洗車場	ガソリンスタンド、洗車場
製造業（工場）	工場倉庫
飲食店	喫茶店、居酒屋、ラーメン屋、焼肉店、中華料理屋
百貨店・スーパー	
事務所・営業所	車両展示場、レンタカー、倉庫
公衆浴場	銭湯
娯楽施設	パチンコ店、映画館、ゲームセンター
旅館・ホテル	
病院・医院	歯科、眼科、内科、小児科、総合病院
福祉施設	デイケアサービス、老人ホーム
幼稚園・保育園	〇〇幼稚園、〇〇こども園
学校	〇〇小学校、〇〇専門学校
官公署	〇〇消防署、〇〇法務局、市役所
その他	散水、ビニールハウス、コインランドリー

② 公共・地域下水道使用開始（休止、廃止、再開、変更）届【EG01】

	入力事項	入力内容と注意点
1	工事店名または氏名	法人の場合は代表者まで入力
2	給水装置工事受付番号	半角数字、ハイフン必須（例：08-1234）
3	排水設備工事承認番号	半角英数字、ハイフン必須（例：R18-1234）
4	下水道区域	公共下水道または地域下水道のいずれかを選択
5	届出の種類	開始、休止、廃止、再開、変更のいずれかを選択
6	届出年月日	当日のみ
7	届出者の郵便番号	ハイフンなし、住所自動入力
8	届出者の住所	自動入力以後の番地等の入力
9	届出者氏名（フリガナ）	法人の場合は代表者まで入力
10	届出者の電話番号	ハイフン必須
11	お客様番号（任意）	
12	給水装置番号	
13	排水設備設置場所	工事申請している場合は申請場所住所とする

14	下水道使用者住所	「申請者住所と同じ」、「設置場所と同じ」、「申請者住所・設置場所と異なる」のいずれかを選択 「申請者住所・設置場所と異なる」の場合は住所入力
15	下水道使用者氏名（フリガナ）	申請者と同じまたは異なるのいずれかを選択 申請者と異なる場合は使用者氏名、連絡先等の入力
16	開始、休止、再開等の年月日	下水道の開始日、休止日等の選択
17	排水人口	
18	排水戸数	
19	汚水の種類	水道汚水、井戸汚水、その他汚水のいずれかを選択
20	排水設備番号	
21	工事の種別	工事申請に伴う届出の場合は選択
22	指定工事店名	工事申請に伴う届出の場合は入力
23	水洗便器数（各種）	和式大便器、小便器、兼用・洋風便器数の入力
24	休止、廃止の場合はその理由	散水使用のため、住宅建替のため（○年○月再開予定）等

③ 排水設備義務者変更届【KH03】

	入力事項	入力内容と注意点
1	届出人	法人の場合は代表者まで入力
2	届出人の電話番号	届出に不備があった際の連絡先、ハイフン必須
3	新排水設備義務者（フリガナ）	法人の場合は代表者まで入力
4	新排水設備義務者の住所	
5	新排水設備義務者の電話番号	ハイフン必須
6	排水設備設置場所	
7	旧排水設備義務者（使用者）	
8	排水設備番号（門標）	
9	受付日	当日のみ
10	変更日	未来の日付は不可
11	下水の種類	公共下水または地域下水のいずれかを選択

§ 2. 排水設備計画確認申請書記入例

記入例(公共下水道区域内)

給水受付番号	第 号	処理区 (合流・ 分流)	給水装置番号	第 号
排水承認番号	第 号		排水設備番号	第 号
<input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書				
年 月 日				
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">公共下水道区域内の申請</div> 申込者・申請者 住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1 (フリガナ) トヨハシ タロウ 氏名 豊橋 太郎				
豊橋市水道事業給水条例第5条第1項の規定により申し込みます。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">豊橋市下水道条例第6条の規定により申請します。</div>				
設置場所	コード番号	豊橋市	阻集器設置の場合は記入	
工事種類(給水)	新設(準備・仮給水)・改造(準備・増径・減径・位置変更)・撤去		用途区分	一般・臨時
申込者住所 コード番号	給水装置所有者氏名		業種	一般家庭
工事種別(排水)	<input checked="" type="checkbox"/> 新設・切替(浄化槽・くみ取り)・準備・増設・改築・仮設・撤去		[]	
建築確認	第 000-000000 号	排水面積 175.0 m ²	阻集器の種類	<input checked="" type="checkbox"/> グリース容量 150.5 l
排水設置 義務者	コード番号 026-000	電話 0532 (51) △△△△	フリガナ トヨハシ タロウ	
	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	氏名	豊橋 一男	
補助金制度	水洗便所改造資金融資あっせん申請 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用補助金申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
所有者承認欄(申込者・給水装置所有者又は申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)				
家屋	住所	氏名		
土地	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	氏名	豊橋 一男	
委任状				
上記給水装置工事・ 排水設備工事 の施行に関する事を、下記の者に委任します。 〇〇年 〇〇月 〇〇日 委任者 豊橋 太郎				
委任代理人 事業者番号第 号 指定給水装置工事事業者名 指定給水装置工事主任技術者氏名 工事店番号第 ■■■号 排水設備指定工事店名 (株)◇◇設備 排水設備工事責任技術者氏名 △△△△				
公道分移管承諾書				
私負担の公道に属する給水装置・ 排水設備 を、工事完成後直ちに無償で市に譲渡することを承諾します。 〇〇年 〇〇月 〇〇日 申込者・申請者 豊橋 太郎				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">新規で取付管を設置した場合</div>				
分岐承諾書				
私所有の給水装置(給水装置番号 第 号) <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">井戸水が下水道へ接続されているか</div> 所有者				
給水方式	直結直圧式・受水槽式		直結直圧式の最高給水高さ	m 受水槽有効容量 m ³
口径	給水管 mm	メーター mm	井戸区分 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	下水接続 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
流量計・時間計・認定				

記入例(地域下水道区域内)

給水受付番号	第 号	処理区 (合流・ 分流)	給水装置番号	第 号
排水承認番号	第 号		排水設備番号	第 号

給水装置工事申込書 ・ 排水設備計画確認申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

地域下水道区域内の申請

申込者・申請者 住 所 豊橋市牛川町字下モ田29-1
(フリガナ) トヨハシ ジロウ
氏 名 豊橋 次郎

豊橋市水道事業給水条例第5条第1項の規定により申し込みます。

豊橋市地域下水道条例第7条第1項の規定により申請します。

青色の申請用紙

設置場所	コード番号	豊橋市		
工事種類(給水)	新設(準備・仮給水)・改造(準備・増径・減径・位置変更)・撤去		用途区分	一般・臨時
申込者住所 コード番号	給水装置所有者氏名	業 種	一般家庭	
工事種別(排水)	新設 ・切替(浄化槽・くみ取り)・準備・増設・改築・仮設・撤去		容 量	[]
建築確認	第 〇〇〇—〇〇〇〇〇〇 号	排水面積 210.5 m ²	阻集器の種類	0
排水設置 義務者	コード番号	026-000	電話	0532 (51) ▽△▽△
	住所	豊橋市牛川町字下モ田29-1		フリガナ
	氏 名	豊橋 次郎		
補助金制度	水洗便所改造資金融資あっせん申請	有・ 無	浄化槽雨水貯留施設転用補助金申請	有・ 無
所有者承認欄(申込者・給水装置所有者又は申請者と異なる場合のみ記入して下さい。)				
家屋	住所	氏 名		
土地	住所	氏 名		

委任状

上記給水装置工事・**排水設備工事**の施行に関する事を、下記の者に委任します。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

委任者 豊橋 次郎

委任代理人

事業者番号第 号 指定給水装置工事事業者名
指定給水装置工事主任技術者氏名

工事店番号第 ■■■ 号 排水設備指定工事店名 (株)◇◇設備
排水設備工事責任技術者氏名 △△△△

公道分移管承諾書

私負担の公道に属する 給水装置・**排水設備**を、工事完成後直ちに無償で市に譲渡することを承諾します。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申込者・申請者 豊橋 次郎

分岐承諾書

私所有の給水装置(給水装置番号 第 号)から分岐することを承諾します。

年 月 日

所有者

給水方式	直結直圧式・受水槽式		直結直圧式の最高給水高さ	m	受水槽有効容量	m ³
口径	給水管	mm	メーター	mm	井戸区分	有・ 無
					下水接続	有・ 無
					流量計・時間計・認定	

§ 3. 排水設備計画確認申請書2枚目記入例

上 下 水 道 局 納 付 金	新メーター	mm	旧メーター	mm	審査	年月日				
	金額入		金額	日	承認 (排水)	年月日				
	加入金新・増	円			検査	年月日				
	負担				完了	年月日				
					完了予定日	〇〇年〇月〇〇日				
	給水装置				取付 (排水)	年月日				
	給水管接続手数料	円			調定番号 (排水)	第 号				
	計	円		年月日	水洗便所改造資金	第 号 組				
	排水管接続手数料	円		年月日	融資あつせん	円				
	納付書発行日	(給水)		年月日	下水道使用許可	年度 指令 第 号				
(排水)			年月日	下水道使用日	年月日					
敷地内処理			年月日	下水道休止日	年月日					
特記事項				備考						
<p style="text-align: center;">排水設備についての承諾書等記入例</p> <p><u>分流区域において外流しを設置する場合</u> 「外流しを設置しますが石鹸・洗剤等は使用しません。 氏名〇〇 〇〇」</p> <p><u>浄化槽を撤去できない場合</u> 「浄化槽を撤去すると既設建物に影響を及ぼす恐れがあるため、今回は一部残置しますが建築物を改築等する場合にはすべて撤去いたします。 氏名〇〇 〇〇」</p> <p><u>他人の土地を利用し、排水設備を設置する場合</u> 「△△△△が所有する土地(〇〇町〇番〇)に私の排水設備を設置することについて承諾を得ました。 氏名〇〇 〇〇」</p> <p><u>他人の排水設備に排水設備を接続する場合</u> 「△△△△の排水設備(門標△△△△)に私の排水設備を接続することについて承諾を得ました。 氏名〇〇 〇〇」</p>										
水道技術者										
上記により申込承認書・申請確認書及び納入通知書を発行してよろしいか。						受付				
水質管理	承認 決裁	課長	課長補佐	課長補佐	主査	主査	主査	審査	審査	受付
要・不要	完了 決裁	課長	課長補佐	課長補佐	主査	主査	主査	調査	調定	検査
特定 除害 その他										

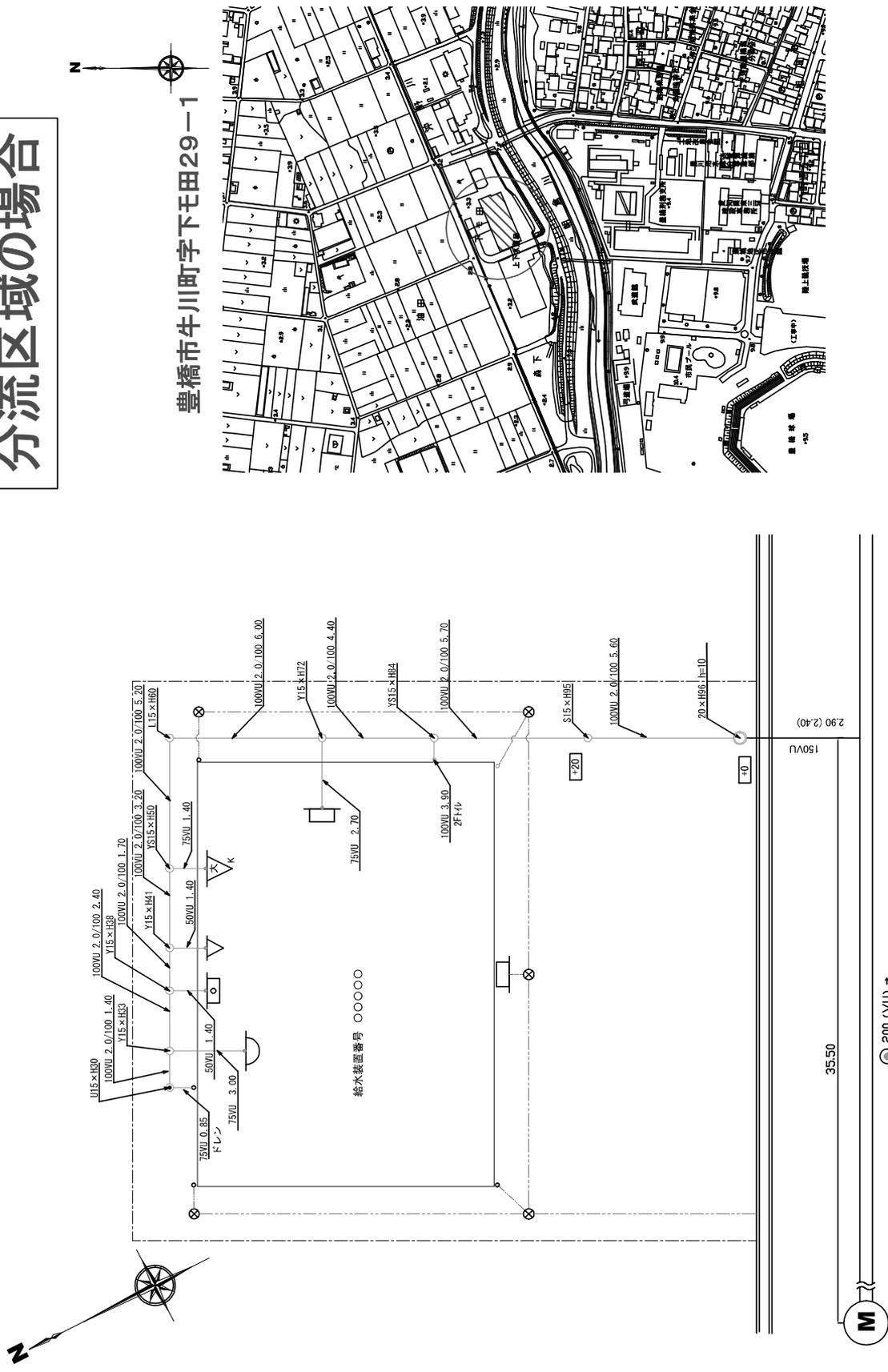
§ 4. 排水設備工事図面作成例（合流区域の切替の場合）（A3）



- ・排水面積が200㎡以上400㎡未満の記入例を示す
- ・新規に取付管を設置する場合は、分流区域の記入例を参考にと
- ・敷地内に他の取付管がある場合は、図面に記入すること

承認番号 第〇〇-〇〇〇〇号 排水設備工事設計図面 排水設備番号 第△△△△△△号

分流区域の場合



-敷地内に他の取付管がある場合は、図面に記入すること

§ 6. 公共（地域）下水道使用開始（休止、廃止、再開）届記入例

給水受付番号	〇〇-〇〇〇〇	排水設備承認番号	△△-△△△△
--------	---------	----------	---------

第8号様式ア

公共下水道使用~~（休止、廃止、再開）~~**開始**届

〇〇年 〇月 〇日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者様

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

公共下水
『開始』または『再開』

フリガナ トヨハシ タロウ
氏名 豊橋 太郎

電話 (0532) 〇〇 - 〇〇〇〇

公共下水道使用開始（~~休止、廃止、再開~~）をしたいので、豊橋市下水道条例第9条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇 - 〇	番地		
下水道使用者 住所・氏名	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	フリガナ 氏名	トヨハシ 豊橋	タロウ 太郎
電話番号	(0532) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種別	新設 ・増設・改造	
開始 休止、廃止、再開 年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	株式会社△△設備	
排水人口	4人 (1戸)			
汚水の種類	水道汚水 ・井戸汚水・その他の汚水	全水洗	大	小
排水設備番号	△△△△△	便器数		2

※上記太線内に記入ください

検針番号	— —	回目	
下水の有無	0 上水のみ 1 上下水のみ 2 時間計 3 流量計 4 認定		
処理区分			
当初調定期間	0.5月 1.0月 1.5月 2.0月		
水道井水併用	0なし 1あり		
井水用途	1 散水 2 その他 ()		

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

給水受付番号	〇〇-〇〇〇〇	排水設備承認番号	△△-△△△△
--------	---------	----------	---------

第8号様式ア

公共下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、~~再開~~) 届

〇〇年 〇月 〇日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

公共下水
『休止』

フリガナ トヨハシ タロウ
氏名 豊橋 太郎

電話 (0532) 〇〇 - 〇〇〇〇

公共下水道使用~~開始~~ (休止、~~廃止~~、~~再開~~) をしたいので、豊橋市下水道条例第9条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇 - 〇	番地		
下水道使用者 住所・氏名	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1	フリガナ 氏名	トヨハシ 豊橋	タロウ 太郎
電話番号	(0532) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種類	新設・増設・改造	
開始 、休止、 廃止 、 再開 、年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	㈱△△設備	
排水人口	4人 (1戸)	全水洗 便器数	大	小
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水		兼	
排水設備番号	△△△△△			2

※上記太線内に記入ください

検針番号	—	—	回目	
下水の有無	0 上水のみ 1 上下水のみ 2 時間計 3 流量計 4 認定			
処理区分				
当初調定期間	0.5月 1.0月 1.5月 2.0月			
水道井水併用	0なし 1あり			
井水用途	1 散水 2 その他 ()			

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

休止・廃止理由
〇〇のため
(申請予定:〇月)
再開予定:〇月

給水受付番号 〇〇-〇〇〇〇 排水設備承認番号 △△-△△△△

第8号様式 (その1)

地域下水道使用開始(休止、廃止、再開)届

〇〇年 〇月 〇日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者様

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

地域下水
『開始』または『再開』

フリガナ トヨハシ ジロウ
氏名 豊橋 次郎

電話 (0532) 〇〇 - 〇〇〇〇

地域下水道使用開始(休止、廃止、再開)をしたいので、豊橋市地域下水道条例第11条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市	▽▽▽町二丁目	〇〇 - 〇〇	番地
下水道使用者	住所	豊橋市牛川町字下モ田29-1		
住所・氏名	フリガナ	トヨハシ	ジロウ	氏名 豊橋 次郎
電話番号	(0532)	〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種別	新設・増設・改造
開始、 休止、廃止、再開 年月日	〇〇年	〇月	〇日	指定工事店名 株式会社 豊橋設備
排水人口	5人 (1戸)			
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水		全水洗	大 小 兼
排水設備番号	◇◇◇◇◇◇		便器数	2

※上記太線内に記入ください

検針番号	
下水の	
処理区	
当初調定	
水道井水併用	0なし 1あり
井水用途	1散水 2その他 ()

地域下水道区域(様式第8(その1))は、青色用紙に記入

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

給水受付番号	〇〇-〇〇〇〇	排水設備承認番号	△△-△△△△
--------	---------	----------	---------

第8号様式（その1）

地域下水道使用~~開始~~（**休止**、~~廃止~~、~~再開~~）届

〇〇年 〇月 〇日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

地域下水
『休止』

フリガナ トヨハシ ジロウ
氏名 豊橋 次郎

電話（ 0532 ） 〇〇 - 〇〇〇〇

地域下水道使用~~開始~~（休止、~~廃止~~、~~再開~~）をしたいので、豊橋市地域下水道条例第11条第1項の規定により届けます。

お客様番号	給水装置番号	〇〇〇〇〇〇		
排水設備設置場所	豊橋市 ▽▽▽町二丁目 〇〇 - 〇〇	番地		
下水道使用者	住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1			
住所・氏名		フリガナ トヨハシ ジロウ	氏名 豊橋 次郎	
電話番号	(0532) 〇〇 - 〇〇〇〇	工事の種別	新設・増設・改造	
開始、休止、廃止、再開、年月日	〇〇年 〇月 〇日	指定工事店名	㈱△△設備	
排水人口	5人 (1戸)	全水洗	大	小
汚水の種類	水道汚水・井戸汚水・その他の汚水	便器数	2	
排水設備番号	◇◇◇◇◇◇			

※上記太線内に記入ください

検針番号	
下水の処理区	
当初調定	
水道井水併用	0なし 1あり
井水用途	1散水 2その他 ()

地域下水道区域(様式第8(その1))は、青色用紙に記入

受付者	処理確認欄			
	電算(端末)入力	担当者	井水(端末)入力	担当者

休止・廃止理由
〇〇のため
(申請予定:〇月)
再開予定:〇月

§ 7. 排水設備等工事完了届記入例(公下)

第6号様式

排水設備等工事完了届

公共下水

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 (所在地) **牛川町字下モ田29-1**

氏名 (名称) **豊橋 太郎**

排水設備及び除害施設の**新設**(増設、改築)工事が完了
したので**豊橋市下水道条例第7条の規定**により届けます。

設置場所	牛川町字下モ田29-1
しゅん工年月日	〇〇年〇月〇日
工事店住所(所在地)	今橋町1番地
工事店氏名(名称)	(株)△△設備

給水受付番号(ある時のみ)	親	〇〇-〇〇〇〇	子
承認番号	△△-△△△△	排水設備番号	◇◇◇◇◇◇
検査年月日		検査員	
検査項目	確認	概要	
竣工図との照合			
ます施工状況			
排水管施工状況			
仕上がり状況			
指摘事項	<p>アパート等の場合は給水装置工事 申込書と排水設備計画確認申請 書を同時に提出した申請書の給水 受付番号(通常は親番号)を記入し てください</p>		
経過			
再検査	<p>現地確認・写真確認・その他 ()</p> <p>確認年月日</p>		

〇〇年〇月〇日社内検査済 排水設備工事責任技術者 〇〇〇〇
 太枠のみ記入

排水設備等工事完了届

地域下水

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 (所在地) **牛川町字下毛田29-1**

氏名 (名称) **豊橋 次郎**

排水設備及び除害施設の**新設** (増設、改築) 工事が完了したため**豊橋市地域下水道条例第7条第3項の規定**により届けます。

設置場所	牛川町字下毛田29-1	
しゅん工年月日	〇〇年〇月〇日	
工事店	住所 (所在地)	今橋町1番地
	氏名 (名称)	(株)△△設備

給水受付番号 (ある時のみ)	親	〇〇-〇〇〇〇	子
承認番号	△△-△△△△	排水設備番号	◇◇◇◇◇◇
検査年月日		検査員	
検査項目	確認	概要	
竣工図との照合			
ます施工状況			
排水管施工状況			
仕上がり状況			
経過			
再検査	現地確認・写真確認・その他 ()		
	確認年月日		

地域下水道区域 (様式第5) は、青色用紙に記入

〇年〇月〇日社内検査済 排水設備工事責任技術者 〇〇〇〇 太枠のみ記入

§ 8 排水設備義務者（使用者）変更届記入例

第9号様式（第10条関係）

No. _____	
排水設備義務者（使用者）変更届	
年 月 日	
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様	
新排水設備義務者（使用者）	住 所 豊橋市牛川町字下モ田29-1
公共下水	(フリガナ) トヨハシ イチロウ
	氏 名 豊橋 一郎
	電 話 〇〇 - 〇〇〇〇
排水設備の義務者（使用者）に変更があったので豊橋市 <u>下水道条例第10条の規定</u> により届 けます。	
設 備 場 所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇番〇
旧排水設備義務者氏名 使用者	△△ △△
変 更 月 日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
排 水 設 備 番 号	第 〇〇〇〇〇 号
届 出 人 氏 名	◇◇ ◇◇
摘 要	

No. _____

青色用紙

排水設備義務者（使用者）変更届

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

新排水設備義務者（使用者）住所 豊橋市牛川町字下モ田29-1

地域下水

(フリガナ) トヨハシ ジロウ

氏名 豊橋 次郎

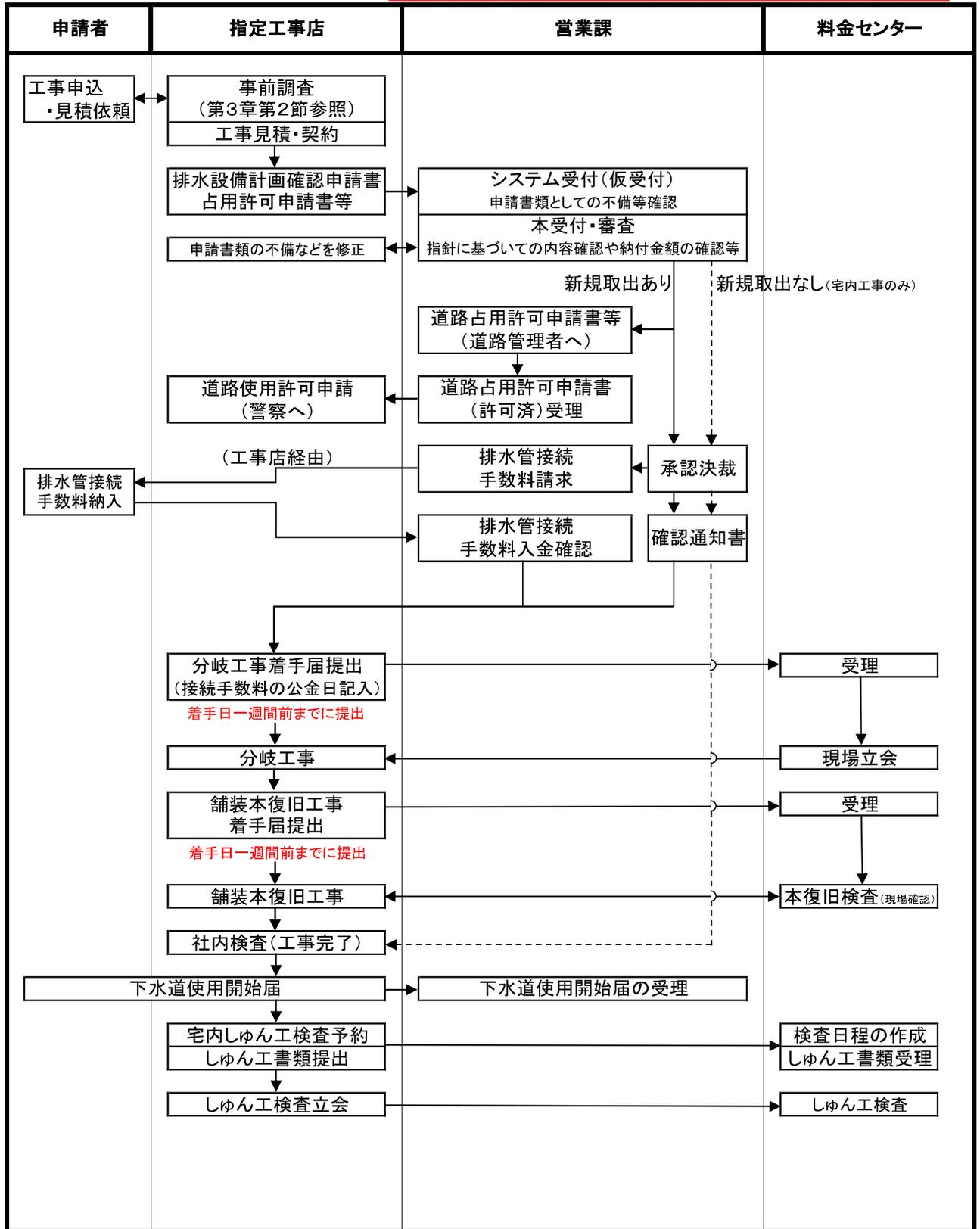
電話 〇〇 - 〇〇〇〇

排水設備の義務者（使用者）に変更があったので豊橋市地域下水道条例第12条の規定により届けます。

設備場所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇番〇
旧排水設備義務者氏名 使用者	◇◇ ◇◇
変更月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
排水設備番号	第 ▲▲▲▲▲ 号
届出人氏名	◇◇ ◇◇
摘要	

§ 9. 排水設備工事の事務手続きフロー図

※国道、県道、河川占用等は宅内申請前に占用許可を得ること



※占用許可等、時間を要する申請については余裕をもって申請すること。

豊橋市長様

No. 令和 年 月 日

日付は記入しない

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 ○ ○ ○ ○

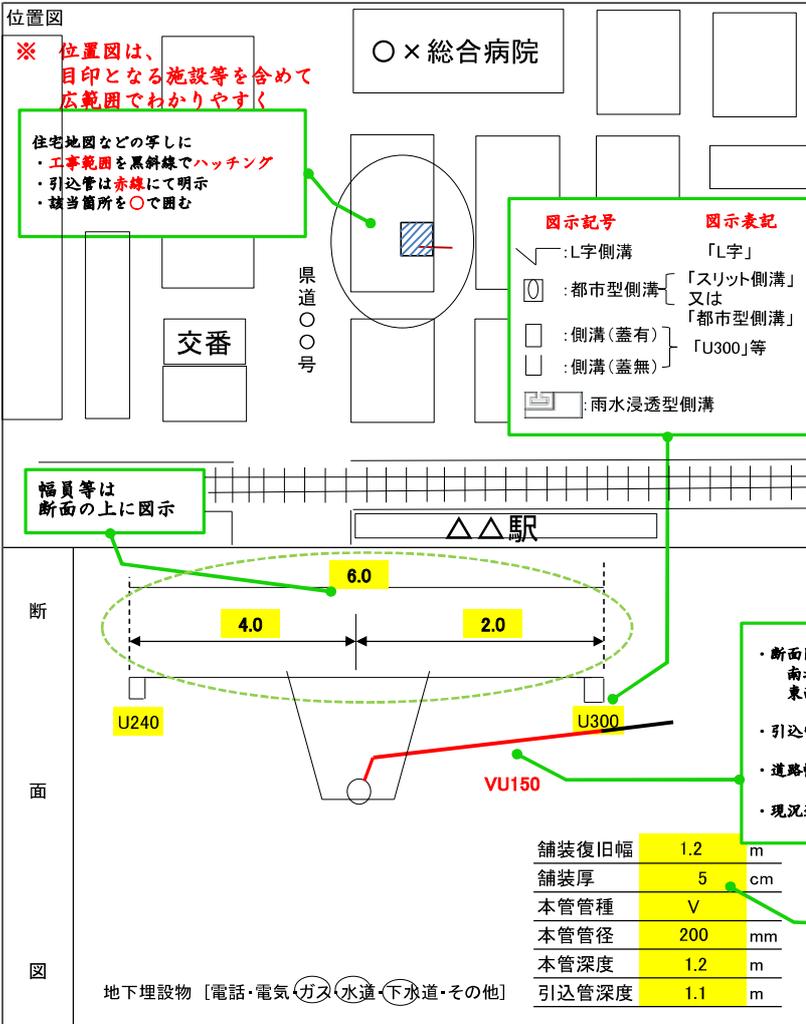
道路占用許可申請書

次のとおり、道路占用を許可してください。

- 1 占用目的 排水管 埋設・撤去 のため
 - 2 占用場所 豊橋市 牛川町字下モ田29番1 **地先**
 - 3 施工期間 許可日から 令和○○年 ○月○○日 まで(9時から 17 時まで)
- (参考事項) 指定事業者名 (株)△△設備 現場責任者 △△ △△
- 連絡先 昼間(0532) 51-○○○○ 夜間(0532) 51-○○○○
- 申込者 豊橋 太郎

排水管を引込みする**対象筆の地番のみ**とする。

- ① ◇筆地先
- ② △△の△地先
- ③ □□筆□地先
- ④ ○○-○地先



※ 位置図は、目印となる施設等を含めて広範囲でわかりやすく

住宅地図などの写しに
・工事範囲を黒斜線でハッチング
・引込管は赤線で明示
・該当箇所を○で囲む

図示記号	図示表記
└	「L字」
□	「スリット側溝」 又は 「都市型側溝」
□	「U300」等
□	「側溝(蓋有)」
□	「側溝(蓋無)」
□	雨水浸透型側溝

幅員等は断面の上に図示

- ・断面図の方向は
南北道の場合：南から見た断面
東西道の場合：東から見た断面
- ・引込管位置および管種、管径を赤で記載
- ・道路幅員、占用幅、残存幅員を記載
- ・現況道路の側溝の種類と大きさを図示

- Aタイプ：5cm
- Bタイプ：10cm
- Cタイプ：17cm
- 歩道：3cm (3~5cm)
- 乗入 (A・Bタイプ)：10cm
- 乗入 (Cタイプ)：15cm

○ 給排水同時復旧	2区画同時復旧	受付番号	
カラー舗装	ライン復旧	路線番号	99999
埋蔵文化財包蔵地	街区基準点 有・無	その他	

豊橋市HP「らざる豊橋」にて確認可能

記入事項例
「埋設撤去同時復旧」「仮復旧省略」
「全幅復旧」
「仮復旧全天候型高耐久性常温湿合材使用」
「○○工事にて本復旧」(他工事同調する場合)
「舗装復旧要綱に基づき復旧します」

◆ **裏面には現場写真を添付**

◇本管：黒線、引込管：赤線にて記載

◇平面図・断面図と同じ方向から撮影すること
(東西道路は東側、南北道路は南側から撮影)

◇遠すぎず、近すぎず、現場の路面状況や全体像が
把握できるように撮影すること

表面の赤枠内の路線番号、受付番号以外の復旧方法等を裏面にも同様に記載する。

※記入例

Aタイプ

2区画同時復旧

給排水同時復旧

ライン復旧

全幅復旧

舗装本復旧は乗入業者にて施工

§ 11. 除害施設設置（変更）計画確認申請書記入例

除害施設設置（変更）計画確認申請書			
			年 月 日
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様			
申請者			
住 所		電話番号 (0532) 51-〇〇〇〇	
		豊橋市牛川町字下モ田〇〇—〇	
氏名又は 名 称		豊橋 一郎	
(法人にあつてはその代表者の氏名)			
豊橋市下水道条例第6条の規定により、除害施設の設置（変更）について、次のとおり申請します。			
公共下水			
工場、事業場の名称		〇〇食堂	電 話 (0532) 51-〇〇〇〇
工場、事業場の所在地		牛川町字下モ田◇◇—◇	工場又は事業場の責任者名 △△ △△
業 種		例) 飲食業	排水設備番号 第 ◇◇◇◇◇ 号
除害施設計画	処理目的水質項目	例) ノルマルヘキササン抽出物質 浮遊物質 (SS) 生物化学酸素要求量 (BOD)	給水装置番号 第 △△△△△ 号
	処理方法の名称	自然浮上分離法	※整理番号
	△ 施設内容	別紙のとおり	※受付年月日 年 月 日
工事施行者	住 所	豊橋市今橋町◇◇	※審査結果
	氏名又は名称	(株)△△設備	※完了年月日 年 月 日
	担 当 者	▽▽ ▽▽ 電話 〇〇—〇〇〇〇	※摘要
変更の理由及び概要			
工 事 期 間	着手予定〇年〇月〇日 完了予定〇年〇月〇日		
備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。 2 △印の欄の記載は、別紙によること。 3 本申請書は、別紙と共に正、副2通提出すること。			

青色用紙

除害施設設置（変更）計画確認申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者

住 所

電話番号 (0532) 51-0000

豊橋市牛川町字下モ田00-0

地域下水

氏名又は

名 称 豊橋 次郎

(法人にあってはその代表者の氏名)

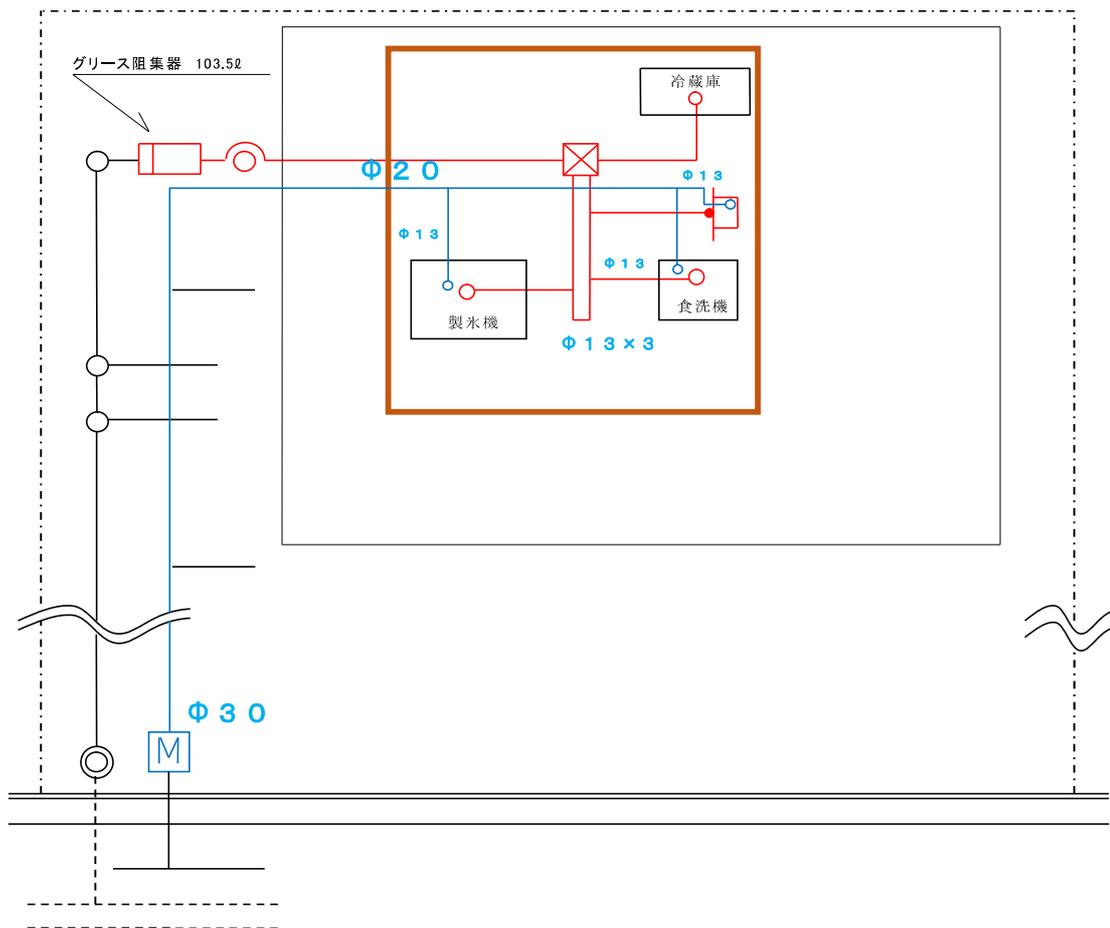
豊橋市地域下水道条例第8条の規定により、除害施設の設置（変更）について、次のとおり申請します。

工場、事業場の名称	〇〇喫茶店	電 話	(0532) 51-0000
工場、事業場の所在地	牛川町字下モ田◇◇-◇	工場又は事業場の責任者名	△△ △△
業 種	例) 飲食業	排水設備番号	第 ◇◇◇◇◇ 号
除害施設計画	処理目的水質項目	例) ノルマルヘキサン抽出物質 浮遊物質 (SS) 生物化学酸素要求量 (BOD)	給水装置番号 第 △△△△△ 号
	処理方法の名称	自然浮上分離法	※整理番号
	△ 施設内容	別紙のとおり	※受付年月日 年 月 日
工事施行者	住 所	豊橋市今橋町◇◇	※審査結果
	氏名又は名称	株△△設備	※完了年月日 年 月 日
	担 当 者	▽▽ ▽▽ 電話 〇〇-〇〇〇〇	※摘要
変更の理由及び概要			
工 事 期 間	着手予定〇年〇月〇日 完了予定〇年〇月〇日		

- 備考
- ※印の欄は、記載しないこと。
 - △印の欄の記載は、別紙によること。
 - 本申請書は、別紙と共に正、副2通提出すること。

§ 12. 除害施設設置工事図面作成例及び注意事項

1. 図面の作成例



- ・ 厨房をメインに、
- | | | |
|------|-----|----|
| 排水系統 | ・・・ | 赤色 |
| 給水系統 | ・・・ | 青色 |
| 厨房 | ・・・ | 茶色 |
- で作図すること

2. 注意事項

- ・ グリース阻集器の容量を記載すること。
- ・ 排水系統は、グリース阻集器より上流側を着色する。
- ・ 給水系統は、メーターから厨房内の各器具までを着色する。
- ・ 厨房を茶色の線で囲むこと。
- ・ しゅん工検査申込の際に、設計と変更があれば図面を差し替えること。
- ・ メーター口径、厨房への給水支線口径、厨房内は流し台等の水栓口径を図面に記入すること。

グリース阻集器 容量計算書 豊橋型

※メーター口径による使用水量

① 20 mm ② 40 L/分

②、④、⑧は下記の給水栓の標準流量を参照

給水栓の口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75
流量(L/分)	17	40	65	87	156	236	530

※厨房への給水支線口径による使用水量

③ 20 mm ④ 40 L/分
 ⑤ 1 本 ④ 40 L/分 × ⑤ 1 本 = ⑥ 40 L/分

※流し台等の水栓による使用水量

⑦ 13 mm ⑧ 17 L/分
 ⑨ 2 本 ⑧ 17 L/分 × ⑨ 2 本 = ⑩ 34 L/分

※容量計算に用いる使用水量

②, ⑥, ⑩のうち最小の数値を用いて計算する。

②または⑥または⑩ 34 L/分 × 2 分 = ⑪ 68 L

滞留時間： 2分以上とする

中華料理店（ラーメン店等）： 3分

焼肉店等： 3分

※グリース量

⑫ 5 g/食 × 0.001L/g × ⑬ 300 食/日 × ⑭ 7 日 = ⑮ 10.5 L

⑫ : 通常 1 食当たり 1～5 g ⑬ : 1 日当たりの食数

 (中華料理店等は 15g とする) ⑭ : 清掃周期

0.001 : グリース 1g 当たりの容量

※グリーストラップ必要容量

⑪ 68 L + ⑮ 10.5 L = ⑯ 78.5 L

※グリーストラップ実容量（製品カタログ、仕様書等で実容量がある場合は計算省略）

1

縦 600 mm × 横 350 mm × 深さ 400 mm × $\frac{1}{1,000,000}$

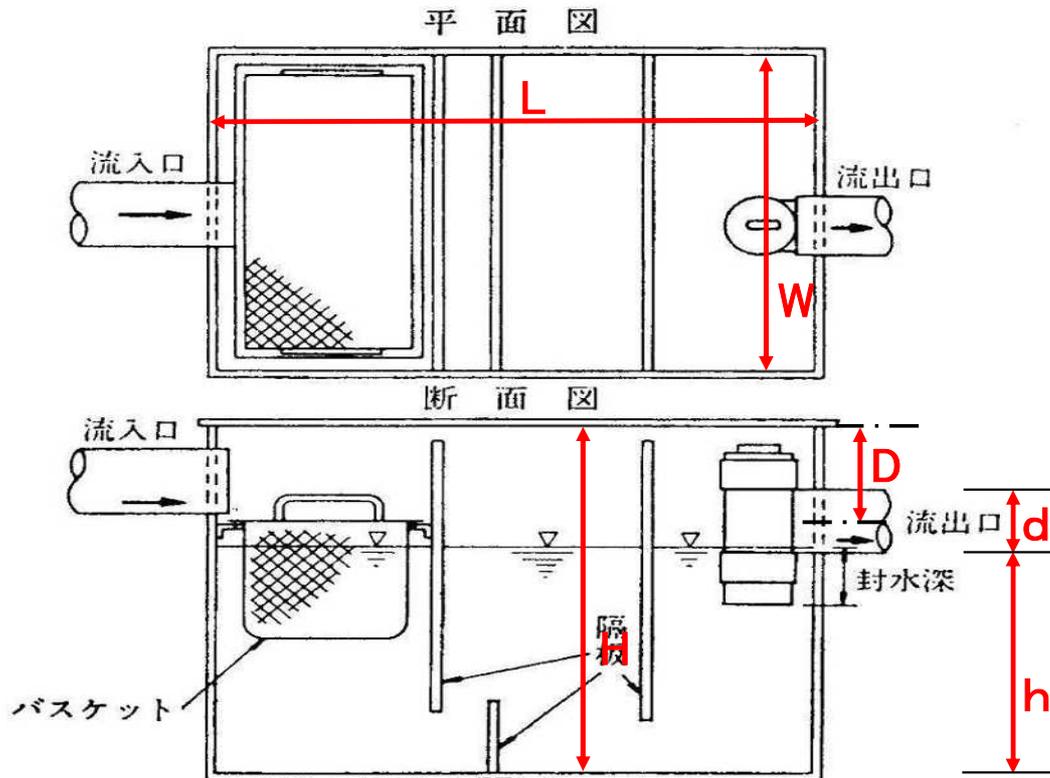
※縦、横は底面積と天板面積が異なる場合は小さい値で計算 ※深さは流出管底から

実容量
= 84 L

⑰ グリーストラップ実効容量 84 L

判定 ⑰ 84 L > ⑯ 78.5 L OK

グリース阻集器の実容量算出方法例



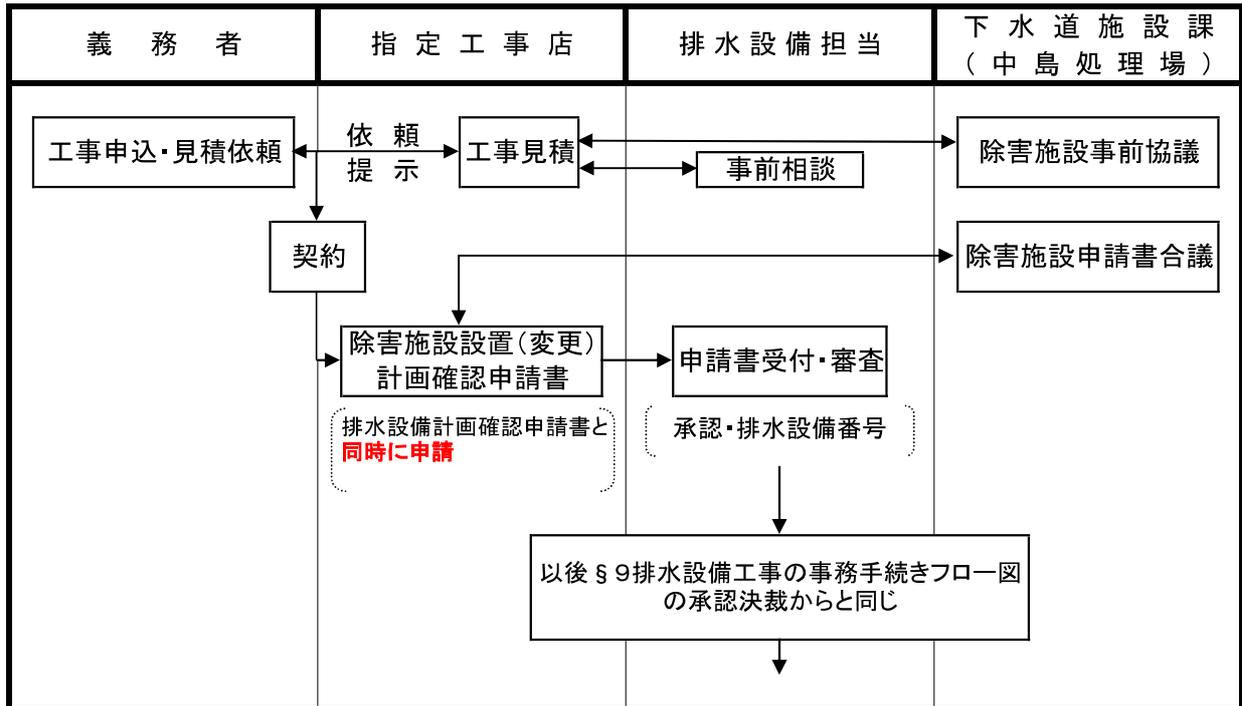
縦 W mm × 横 L mm × 深さ h mm × $\frac{1}{1,000,000}$ = 実容量 L

深さ(h): 流出管から本体底までの深さ

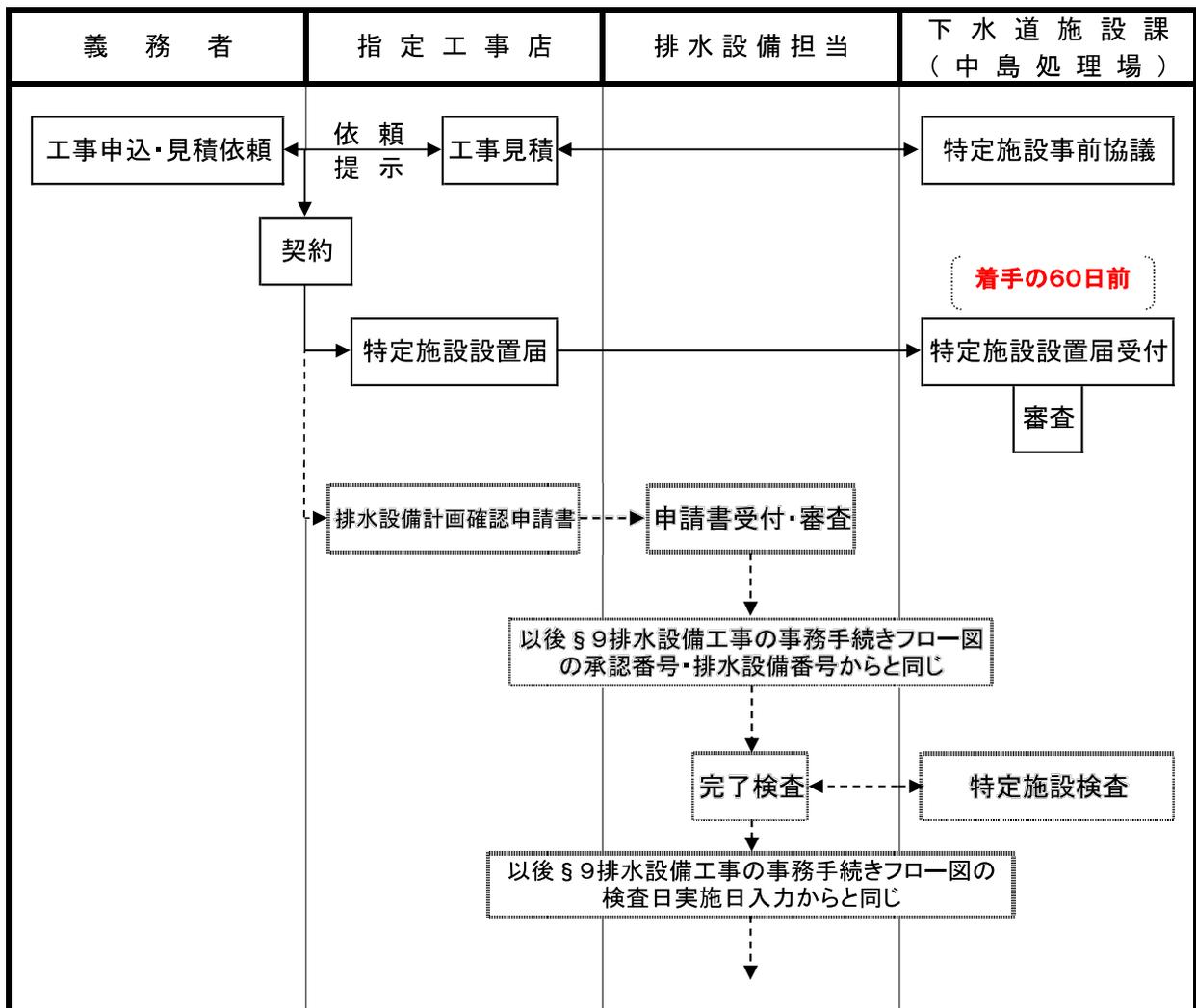
$$h \text{ mm} = H \text{ mm} - (D \text{ mm} + d/2 \text{ mm})$$

縦(W),横(L): 底面積と天板面積が異なる場合は、小さい値を用いること

§ 13. 除害施設の事務手続きフロー



§ 14. 特定施設の事務手続きフロー



§ 15. 物件等設置（変更）許可申請書記入例

第14号様式

物件等設置（変更）許可申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住 所 (所在地) 豊橋市〇〇町字〇〇 〇〇番地

氏 名 (名 称) 豊橋 太郎

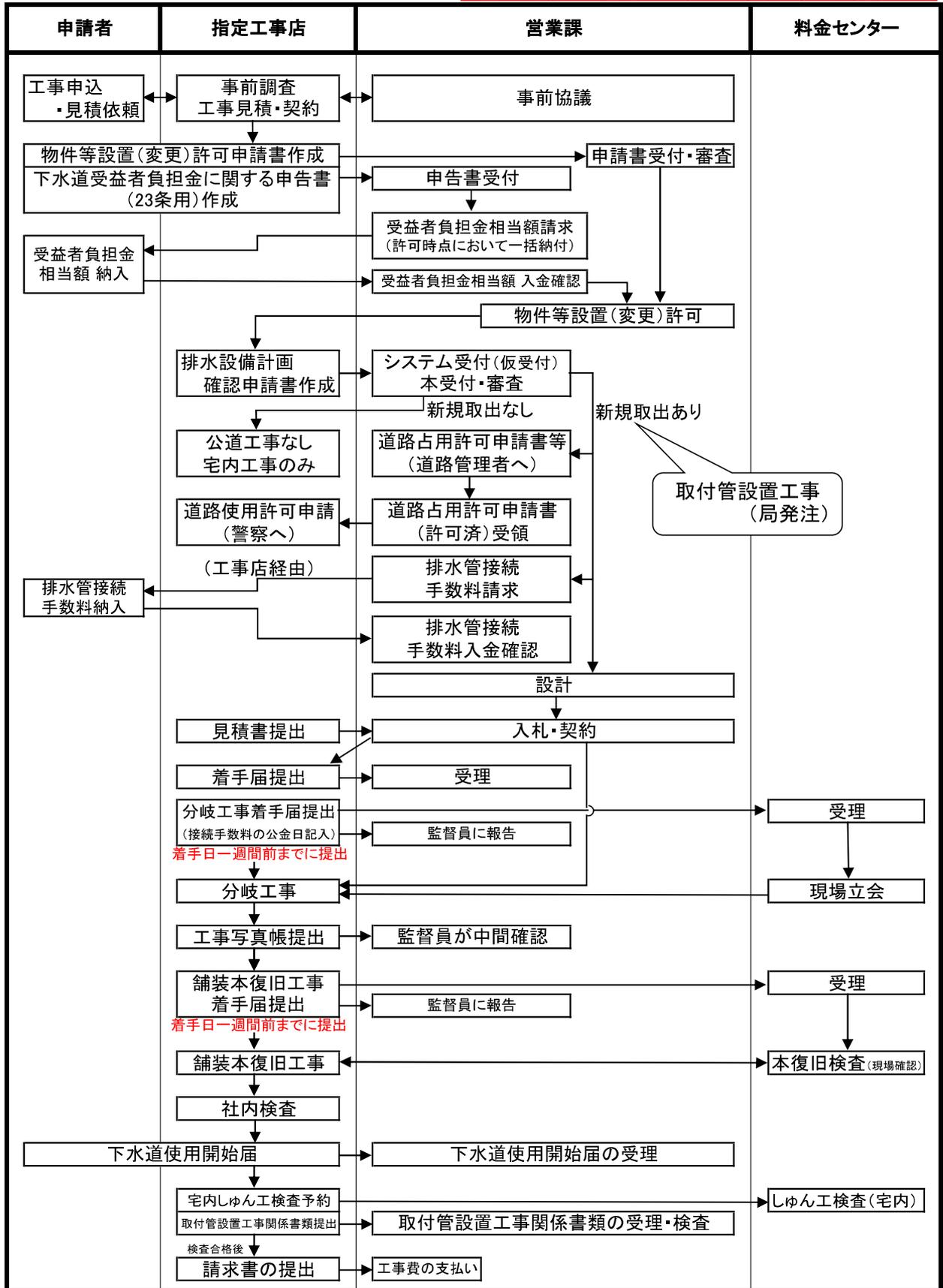
公共下水道に物件等を設置（変更）したいので豊橋市下水道条例第23条の規定により申請します。

設 置 場 所	豊橋市 〇〇町字〇〇 〇〇番地	
設 置 目 的	汚水排除のため	
物 件 等 の 種 類	一般住宅の排水設備 ←建築確認済証の用途を記載	
設 置 面 積 又 は 延 長	150.5㎡	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
着 手 及 完 了 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで (予定)	
工 事 施 行 者	住所 (所在地)	豊橋市△△町字△△ △△番△
	氏名 (名 称)	(株)△△設備 電話 0532-51-△△△△
占 用 料 金		
許 可 年 月 日	年 月 日から	
指 令 番 号	第 号	

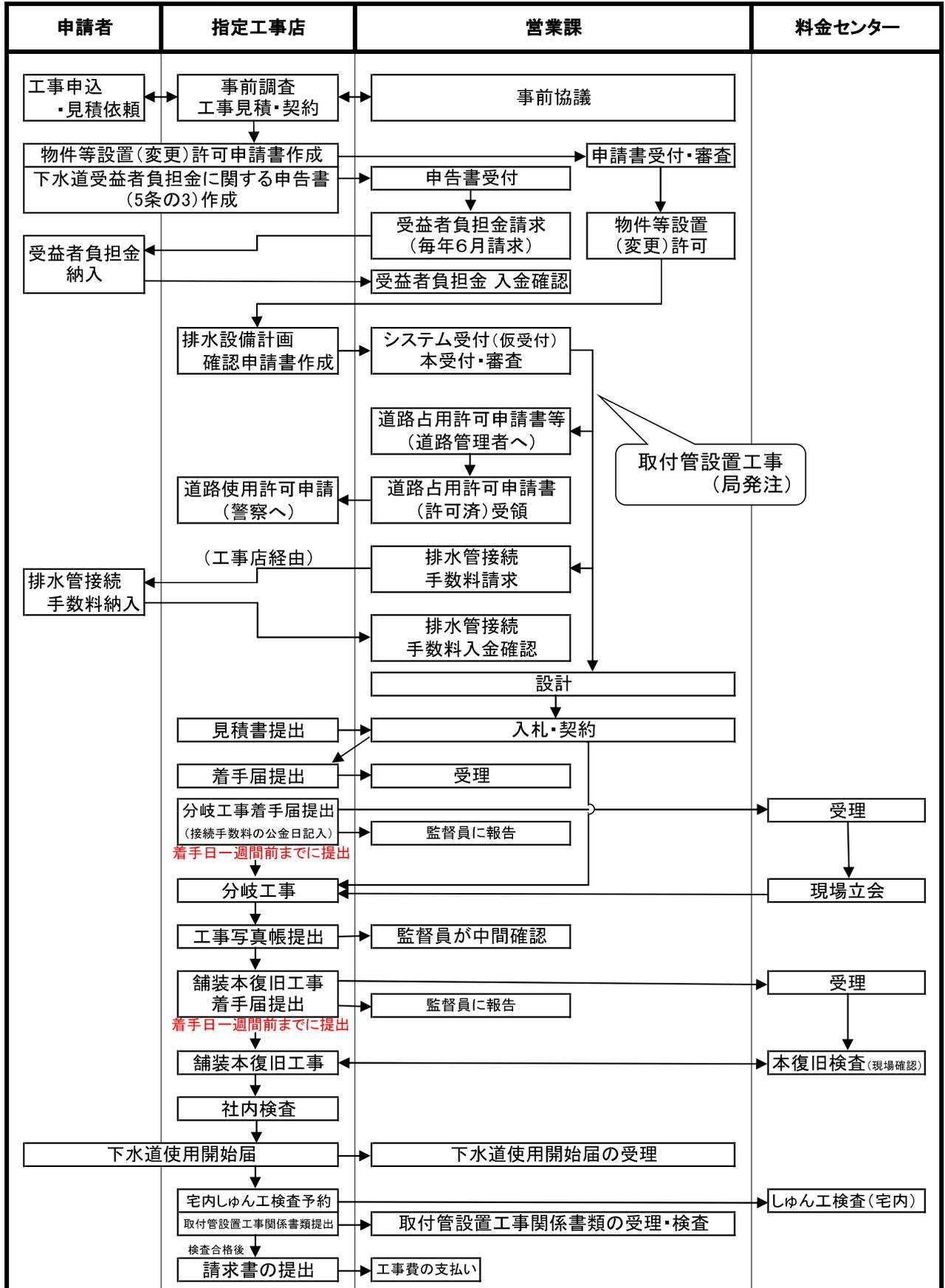
§ 16. 公共下水道処理区域外（調整区域）からの新規接続申請事務手続きフロー図

(区域外流入)

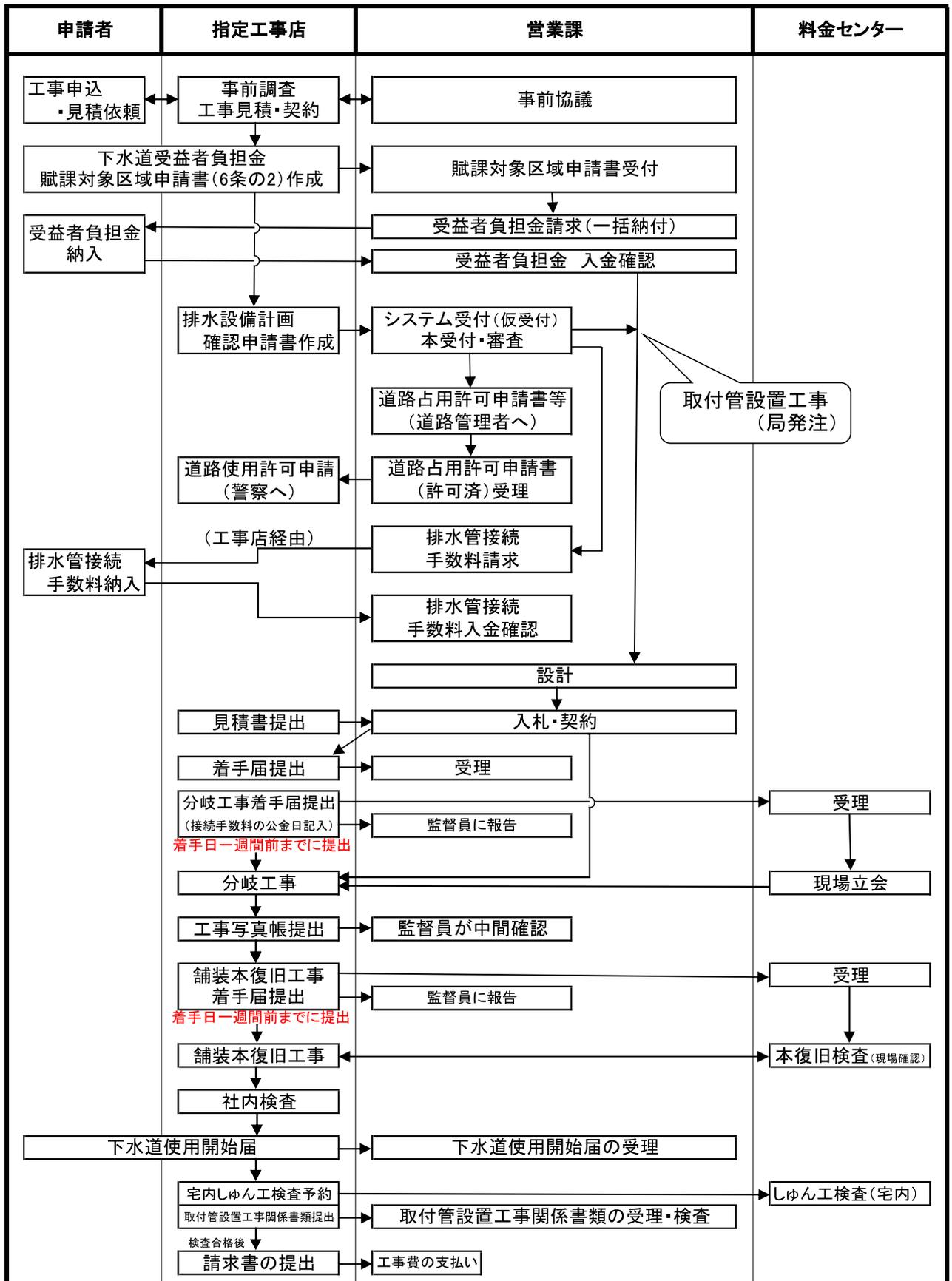
※豊川流域下水道地区の場合は半年程度時間を要する



§ 17. 公共下水道処理区域外（市街化区域）からの新規接続申請事務手続きフロー図
 (区域編入)



§ 18. 公共下水道処理区域内（農地・山林等の特例除外）からの新規接続申請事務手続きフロー図



§ 19. 地域下水道使用許可申請書記入例

様式第10

地域下水道使用許可申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

住所 豊橋市〇〇町字△△ ××番地
(所在地)

氏名 豊橋 一郎
(法の場合格及び代表格)

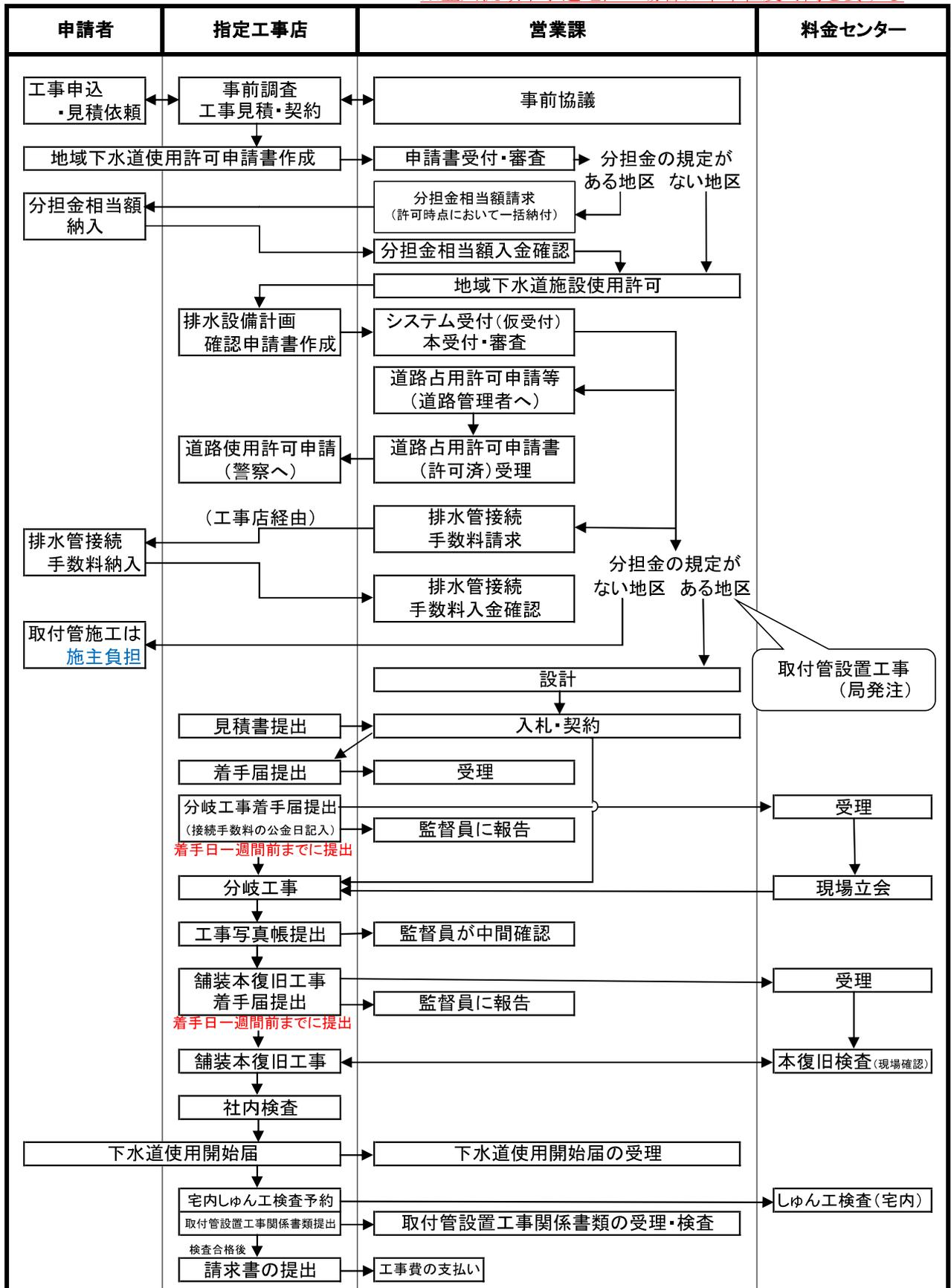
電話 (0532) ◇◇ - ◇◇◇◇

地域下水道を使用したいので、豊橋市地域下水道条例第13条の規定により次のとおり申請します。

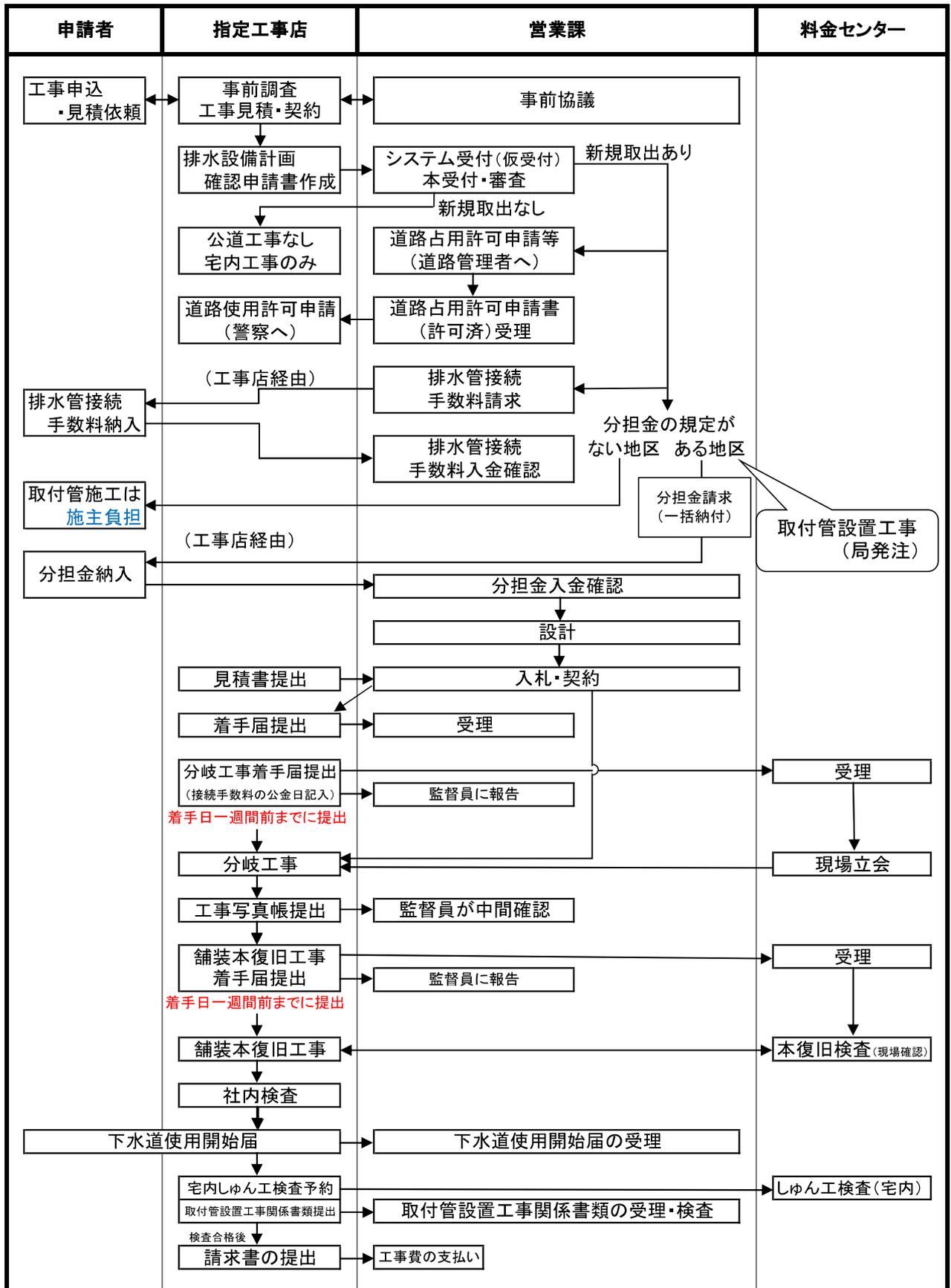
設置場所	豊橋市〇〇町字△△ ××番地	
設置目的	汚水排除のため	
物件等の種類	住宅兼店舗の排水設備 ←建築確認済証の用途を記載	
設置面積又は延長	200.0㎡	
設置期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
着手及完了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日から (予定)	
	〇〇年 〇〇月 〇〇日まで (予定)	
工事施行者	住所 (所在地)	豊橋市〇〇町字〇〇 〇〇番〇
	氏名 (名称)	(株)△△設備 電話 0532-51-〇〇〇〇
占用料金		
許可年月日	年 月 日から	
指令番号	第 号	

§ 20. 地域下水道処理区域外からの新規接続申請事務手続きフロー図

※豊川流域下水道地区の場合は半年程度時間を要する



§ 21. 地域下水道処理区域内からの新規接続申請事務手続きフロー



§ 22. ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書記入例

様式第 1

ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

申請者 住所（所在地）**豊橋市牛川町字下モ田 2 9 - 1**

氏名（名 称）**豊橋 花子**

（法人にあってはその代表者の氏名）

豊橋市下水道条例第 6 条の規定により、ディスポーザ排水処理システム等の設置について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	豊橋市 牛川 町 丁目 字下モ田 2 9 - 1 番地	
使 用 者	豊橋 花子	
建 築 物 の 種 類	一般住宅 ・集合住宅・事業所等・その他（ ）	
メーカー名及び品名	メーカー名	◎旧建設大臣の認定を受けたシステム ◎その他評価機関が基準適合性を有するものであることを記載した評価書付きのシステム
	品 名	〇〇キッチン排水処理システム
施 工 期 間	着 手	〇〇年 〇〇月 〇〇日（予定）
	完 了	△△年 △△月 △△日（予定）
設 置 施 工 業 者	(株)△△設備	
維 持 管 理 業 者	(維持管理業務委託契約をした業者)	
備 考		

第 8 節 排水設備等届出

§ 1. 一般事項

管理者への届出は、法、条例等の定めを遵守しなければならない。

§ 2. 排水設備に関する届出

届出が必要なとき	届出の種類
義務者又は使用者が市内に居住していないとき。また、代理人の変更をするとき	排水設備義務者（使用者） 代理人選定（変更）届
排水設備の設置延期許可を受けようとするとき。	排水設備設置延期願 （公共下水） 排水設備設置延期許可申請書 （地域下水）
排水設備の新設等を行おうとするとき。	排水設備計画確認申請書 （公共下水） （地域下水） 除害施設設置（変更）計画確認申請書 （公共下水） （地域下水）
排水設備の新設等の工事を完了したとき。	排水設備等工事完了届 （公共下水） （地域下水）
使用者が下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開しようとするとき。	公共下水道使用開始（廃止、休止、再開）届 地域下水道使用開始（廃止、休止、再開）届 公共下水道使用開始（変更）届 地域下水道使用開始（変更）届
義務者又は使用者に変更があったとき。	排水設備義務者（使用者）変更届 （公共下水） （地域下水）

届出が必要なとき	届出の種類
井戸汚水その他の汚水を下水道に排除しようとするとき。	汚水排出量申告書 (公共下水) (地域下水)
製氷業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が下水道に排除する汚水の量と著しく異なるとき。	排出汚水減量申告書 (公共下水道) (地域下水道)
処理区域外の土地からの排水を下水道に固着を希望するとき。	物件等設置(変更)許可申請書 (公共下水) 地域下水道使用許可申請書 (地域下水)
浄化槽雨水貯留施設転用補助金を受けようとするとき。	補助金等交付申請書 (公共下水) (地域下水)
生活扶助世帯水洗便所設置費補助金を受けようとするとき。	生活扶助世帯水洗便所設置費補助金交付申請書
宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金を受けようとするとき。	補助金交付申請書
水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給を受けようとするとき。	水洗便所改造資金融資あっせん申込書
私道共同排水設備設置費補助金を受けようとするとき。	私道共同排水設備設置費補助交付申請書
ディスポーザ排水処理システム等の設置をしようとするとき。	ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書 (公共下水) (地域下水)

届出が必要なとき	届出の種類
取付管を埋設、撤去する場合（市道）	道路占用許可申請 （撤去・埋設それぞれで申請が必要です）
	分岐工事着手届